

幼保連携型認定こども園 みのりこども園 重要事項説明書

1. 施設の目的及び運営の方針

(1) 運営主体(事業者の概要)

事業者の名称	社会福祉法人 護法会
事業者の所在地	〒824-0078 福岡県行橋市大字高来 407 番地
事業者の連絡先	0930-22-1296
代表者氏名	理事長 蓮井 求道

(2) 施設の概要

種別	幼保連携型認定こども園							
名称	みのりこども園							
所在地	〒824-0075 福岡県行橋市大字長尾 518 番地							
連絡先	(電話番号) 0930-26-5080 (FAX番号) 0930-26-5081							
施設長氏名	園長 蓮井 求道							
開設年月日	平成 30 年 4 月 1 日							
利用定員	年齢区分	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
	1号	— 人	— 人	— 人	5 人	5 人	5 人	15 人
	2号・3号	9 人	12 人	12 人	13 人	14 人	15 人	75 人
	合計	9 人	12 人	12 人	18 人	19 人	20 人	90 人
当園の基本理念・方針		みのりこども園(以下「当園」という。)は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童の保育を行うことを目的とします。 (1)家庭との緊密な連携の下に、子どもの状況や発達過程を踏まえ、こども園における環境を通して、養護及び教育を一体的に行う。 (2)家庭や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、入園する子どもの保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行う。						

(3) 施設の概要

敷地	敷地全体	2278.17 m ²
	園庭	700 m ²
園舎	構造	鉄骨造平家建て耐火建築物
	延べ	757.97 m ²

(4) 主な設備の概要

設備	部屋数	面積	備考
乳児室	1 室	90.04 m ²	0・1 歳児クラス
調乳室	1 室	6.58 m ²	
保育室	3 室	198.63 m ²	2 歳児クラス、3 歳児クラス、4・5 歳児クラス
放課後児童クラブ室	1 室	66.73 m ²	作業・学習スペース
調理室	1 室	25.58 m ²	
ホール(遊戯室)	1 室	127.16 m ²	
事務室(保健室含む)	1 室	19.15 m ²	(保健室 1.50 m ²)
相談室	1 室	10.01 m ²	
休憩室	1 室	15.30 m ²	
収納スペース	4 室	26.54 m ²	
トイレ(園児用)	2 室	27.10 m ²	
トイレ(職員用)	4 室	6.87 m ²	
多目的トイレ	2 室	8.57 m ²	

(5) 職員体制(令和7年4月1日 現在)

職種	員数	常勤	非常勤	備考
園長	1 人	1 人		
副園長	1 人	1 人		
事務長	1 人	1 人		
主幹保育教諭	1 人	1 人		
副主幹保育教諭	2 人	2 人		
保育教諭	22 人	14 人	9 人	
准看護師	1 人		1 人	
管理栄養士	1 人	1 人		
調理師等	1 人	1 人	1 人	
用務員	2 人		2 人	
事務員	1 人		1 人	

(6)利用定員ごとの提供する日及び時間並びに提供を行わない日

【1号認定子ども(教育標準時間認定)】

提供する曜日	月曜日～金曜日 土曜日は月2回自由登園で、3回目から1日¥1,000とする	
保育時間	教育標準時間	9時30分～15時30分(6時間)
延長利用	早朝保育	7時00分～9時00分
	夕方保育	16時00分～18時00分
	延長保育	18時00分～19時00分
休業日	日曜日・土曜日・祝日(土曜日は月2回自由登園)	
	夏季(8月11日～8月15日) 冬季(12月29日～1月3日)	
	春季(3月26日～3月31日)	
	各休み期間の利用料は1日¥1,000、上限¥3,000とする	

【2号・3号認定子ども(保育認定)】

提供する曜日	月曜日から土曜日まで		
保育時間	保育標準時間	7 時 00 分～18 時 00 分(11 時間)	
	保育短時間	8 時 30 分～16 時 30 分(8 時間)	
延長利用	保育標準時間	延長保育	18 時 00 分～19 時 00 分
	保育短時間	早朝保育	7 時 00 分～ 8 時 00 分
		夕方延長	16 時 30 分～18 時 00 分
		延長保育	18 時 00 分～19 時 00 分
開所時間	月曜日～土曜日	7 時 00 分～19 時 00 分	
休業日	日曜日・祝日・その他、利用者の希望調査等により別に定める日		

(7)利用料等

①利用者負担(基本保育料)

令和元年10月1日より開始された幼児教育・保育の無償化に伴い、3～5歳児クラスの子どもの保育料は無償化の対象となります。

0～2歳児クラスの子どもの保育料は、住民税非課税世帯に限り無償化の対象となり、その他の世帯に関しては、支給認定を受けた市町村に対し当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。

②保育の提供に要する実費にかかる徴収

①に掲げる保育料のほか、実費として下記費用を負担していただきます。

項目	区分・対象年齢	金 額	
給食費	1号認定の子ども	月額	主食費 500 円 副食費 4,500 円
	2号認定の子ども	月額	主食費 500 円 副食費 5,000 円
	3号認定の子ども	保育料に含む	
絵本代	3歳児～5歳児	月額	400～450 円程度
保護者会費	全園児	月額	400 円(2子からは 250 円)
バス代	バス利用者 (満 6 ヶ月より対象)	月額	校区内往復 2,000 円 校区外往復 3,000 円

* その他、教材費、被服費、行事参加費(遠足など)、その他必要な実費は随時お知らせいたします。

②延長保育料金について

区分	延長利用時間	金 額
教育標準時間認定 (1号認定)	早朝保育 7:00～9:00	1時間 200 円(月額上限 2,000 円)
	夕方保育 16:00～18:00	1時間 200 円(月額上限 2,000 円)
	延長保育 18:00～19:00	30分 200 円 月額上限 3,000 円 ※おやつ有り
保育認定 (2・3号認定) 標準時間	延長保育 18:00～19:00	30分 200 円 月額上限 3,000 円 ※おやつ有り
保育認定 (2・3号認定) 短時間	早朝保育 7:00～8:30	1回 200 円(月額上限 2,000 円)
	夕方保育 16:30～18:00	30分 100 円(月額上限 2,000 円)
	延長保育 18:00～19:00	30分 200 円 月額上限 3,000 円 ※おやつ有り

③幼稚園部(1号認定)の預かり保育について

1号認定を受けた3～5歳児クラスの子どもの場合、保育料の無償化に加え、利用実態に応じて最大月 11,300 円までの部分、満3歳児クラスの子どもの場合は住民税非課税世帯に限り、最大月 16,300 円までの部分が支給(償還払い)の対象となります。詳しくは、行橋市役所もしくははみのりこども園事務所までお問い合わせください。

(8)支払方法

- 口座振替(西日本シティ銀行・ゆうちょ銀行)
・引き落とし日 毎月10日(土日祝日の場合は、翌営業日)。
- 保育利用料請求金額が 2,000 円以下の場合は現金袋にて支払い。

(9) 提供する特定教育・保育の内容

当園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領(平成 26 年 4 月 30 日内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第 1 号)を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 特定保育の提供

上記 6 に記載する時間において、教育、保育を提供します。

(2) 教育関係

当園では、幼児期にひらがなや数字等にスムーズに興味を持ってもらえるように、乳幼児期からフラッシュカード・リトミックを行っています。

幼児期になると文字・数字はもちろん、オペレッタ(ミニ歌劇)や茶道にも取り組んでいます。年長児は文章の練習で、本の書写等も行っております。

また、食育活動にも積極的に取り組んでおり、菜園活動や四季折々のクッキングを楽しんでいます。

(10) 年間行事予定

月	行事内容
4 月	入園式・進級式・対面式・たけのこ祭・花祭り・内科健診
5 月	社会見学・夏野菜の苗植え
6 月	みのりこども園運動会・芋のつるさし・歯科健診・スイミング・個人懇談会月間
7 月	保育参観・水鉄砲作り・デイキャンプ・スイミング
8 月	交通安全教室
9 月	みのりっこ祭
10 月	親子遠足・歯科健診・芋ほり・内科健診
11 月	焼き芋クッキング・七五三参拝・消防訓練・御正忌 校区ふれ合い運動会(年長・年中参加予定)
12 月	おさらい会
1 月	マラソン大会・たこ作り・個人懇談会
2 月	お別れ会・豆まき・クッキング・個人懇談会
3 月	ひな祭り会・お茶会・卒園式

(11) 利用の開始及び終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項

利用者の内定	【1号認定子ども】 ・施設の管理者が定めた選考方法による 【2号・3号認定子ども】 ・市が行う利用調整による
利用決定	利用契約書の締結による
退園理由	・1号・2号・3号認定子どもに該当しなくなったとき(卒園を含む。) ・保護者から退園の申出があったとき ・利用継続が不可能であると市が認めたとき ・その他、利用継続の重大な支障又は困難が生じたとき

(12) 学校医・嘱託医

医療機関の名称	ゆげこどもクリニック
医師名	弓削 建
所在地	行橋市南大橋 5-3-15
電話番号	0930-25-8811

(13) 学校歯科医・嘱託歯科医

医療機関の名称	加茂デンタルクリニック
医院長名	大樹 慶太
所在地	行橋市行事 7-12-21
電話番号	0930-25-4560

(14) 学校薬剤師・嘱託薬剤師

機関の名称	西泉薬局
薬剤師名	谷口 健吾
所在地	行橋市西泉4丁目1番1号
電話番号	0930-26-2340

(15) 緊急時における対応方法

教育・保育中に容体の変化や病状急変等の緊急事態が発生した場合には、あらかじめ保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

また、虐待等が疑われる状況を発見した際には、行政窓口へ連絡いたします。

【管轄する消防署】

消防署名	行橋消防署
所在地	福岡県行橋市中央 1 丁目 9 番 9 号
電話番号	0930-25-2323

【管轄する警察署】

警察署名	行橋警察署
所在地	福岡県行橋市行事 3 丁目 12-1
電話番号	0930-24-5110

(16) 非常災害対策

防火管理者	蓮井 英信
消防計画届出年月日	令和 4 年 3 月 1 日
避難訓練	避難及び消火の訓練は、毎月 1 回以上実施します。
防災設備	消火器・自動火災報知設備・非常警報設備・誘導灯・避難器具
避難場所	椿市交流センター・椿市小学校・ドルチェ(旧園舎)
緊急時の連絡手段	緊急連絡体制に基づき対応

(17) 相談・要望・苦情窓口

相談・苦情受付担当者	副園長または主幹保育教諭	0930-26-5080
相談・苦情解決責任者	理事長	0930-22-1296
第三者委員	笹田 紀一	0930-22-0851
		役職：法人監事
	村上 良静	0930-22-1211
		役職：法人監事

(18) 賠償責任保険の加入状況

以下の保険に加入しています。

保険の種類	日本スポーツ振興センター共済 災害共済給付
保険の内容	治療費給付

(19) 個人情報の取り扱い

園児及びその保護者等に係る個人情報については、以下の目的のために必要最小限の範囲内において使用します。

- ・小学校への円滑な移行・接続が図れるよう、卒園にあたり、入学先の小学校との間で情報を共有すること。
- ・市町村が認定した世帯所得に基づく毎月の基本保育料の情報は、給付事務に必要な範囲に限って利用すること。
- ・他の保育所へ転園する場合その他兄弟姉妹が別の施設などに在籍する場合において、他の施設との間で必要な連絡調整を行うこと。
- ・緊急時において、病院その他関係機関に対し必要な情報提供を行うこと。

(20) その他保護者に説明すべき事項

防犯：敷地内には防犯カメラを11台設置しております。

喫煙：当園の敷地内はすべて禁煙です。